

令和7年2月4日
生活文化政策部
文化・国際課

世田谷区立世田谷文学館条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和7年10月に施設使用料等を改定し、及び生活保護受給者の観覧料を減免するため、令和7年区議会第一回定例会に世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（1）使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

（2）生活保護受給者の観覧料減免

世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例の基本理念を踏まえ、世田谷区第4期文化・芸術振興計画に掲げる「誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実」の取組みとして、生活保護受給者の観覧料を免除する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月	令和7年区議会第一回定例会（条例改正案）
3月	公布（同日施行）
10月	改定後料金適用開始 生活保護受給者の観覧料減免の適用開始

世田谷区立世田谷文学館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立世田谷文学館条例 平成 6 年 9 月 21 日 条例第 32 号 改正 平成 9 年 3 月 12 日 条例第 11 号 平成 15 年 3 月 13 日 条例第 11 号 平成 16 年 3 月 12 日 条例第 10 号 平成 17 年 9 月 29 日 条例第 49 号 平成 23 年 3 月 8 日 条例第 11 号 <u>令和 7 年 3 月 日 条例第 号</u> 世田谷区立世田谷文学館条例 (目的及び設置) 第 1 条 区民が文学に関する知識を深めるとともに、自らが学び、創造し、交流することにより教育・文化の振興と豊かな地域社会の形成に寄与するため、東京都世田谷区南烏山一丁目 10 番 10 号に世田谷区立世田谷文学館（以下「文学館」という。）を設置する。 (休館日及び開館時間) 第 1 条の 2 文学館の休館日及び開館時間は、規則で定める。 (事業) 第 2 条 文学館は、次に掲げる事業を行う。 (1) 文学に関する資料及び文学作品（以下「文学資料等」という。）を収集すること。 (2) 文学資料等を保管し、展示し、及び利用に供すること。 (3) 文学資料等に関する専門的な調査研究を行うこと。 (4) 文学資料等に関する情報を提供すること。 (5) 文学に関する講座、講演会、映画会等を開催すること。 (6) 区民等が行う文学に関する活動等のために文学館の施設を利	○世田谷区立世田谷文学館条例 平成 6 年 9 月 21 日 条例第 32 号 改正 平成 9 年 3 月 12 日 条例第 11 号 平成 15 年 3 月 13 日 条例第 11 号 平成 16 年 3 月 12 日 条例第 10 号 平成 17 年 9 月 29 日 条例第 49 号 平成 23 年 3 月 8 日 条例第 11 号 世田谷区立世田谷文学館条例 (目的及び設置) 第 1 条 区民が文学に関する知識を深めるとともに、自らが学び、創造し、交流することにより教育・文化の振興と豊かな地域社会の形成に寄与するため、東京都世田谷区南烏山一丁目 10 番 10 号に世田谷区立世田谷文学館（以下「文学館」という。）を設置する。 (休館日及び開館時間) 第 1 条の 2 文学館の休館日及び開館時間は、規則で定める。 (事業) 第 2 条 文学館は、次に掲げる事業を行う。 (1) 文学に関する資料及び文学作品（以下「文学資料等」という。）を収集すること。 (2) 文学資料等を保管し、展示し、及び利用に供すること。 (3) 文学資料等に関する専門的な調査研究を行うこと。 (4) 文学資料等に関する情報を提供すること。 (5) 文学に関する講座、講演会、映画会等を開催すること。 (6) 区民等が行う文学に関する活動等のために文学館の施設を利

改正後	改正前
用に供すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、文学館の目的を達成するために必要な事業 (観覧)	用に供すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、文学館の目的を達成するために必要な事業 (観覧)
第3条 文学館に展示されている文学資料等を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。 (特別観覧)	第3条 文学館に展示されている文学資料等を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。 (特別観覧)
第4条 文学館に保管され、又は展示されている文学資料等について学術研究等のための撮影(以下「特別観覧」という。)をしようとする者は、あらかじめ第16条の規定により文学館の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)の承認を受けなければならない。	第4条 文学館に保管され、又は展示されている文学資料等について学術研究等のための撮影(以下「特別観覧」という。)をしようとする者は、あらかじめ第16条の規定により文学館の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)の承認を受けなければならない。
2 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める額の特別観覧料を納付しなければならない。 (施設の利用)	2 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める額の特別観覧料を納付しなければならない。 (施設の利用)
第5条 別表第3左欄に掲げる文学館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。	第5条 別表第3左欄に掲げる文学館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。
2 前項の施設を利用できる者は、別表第3右欄に掲げるものとする。	2 前項の施設を利用できる者は、別表第3右欄に掲げるものとする。
3 第1項の施設の使用料は、無料とする。 (利用条件)	3 第1項の施設の使用料は、無料とする。 (利用条件)
第6条 指定管理者は、第4条に規定する特別観覧及び前条に規定する施設の利用(以下「利用」という。)の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。 (利用の不承認)	第6条 指定管理者は、第4条に規定する特別観覧及び前条に規定する施設の利用(以下「利用」という。)の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。 (利用の不承認)
第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。 (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 管理上支障があるとき。 (3) 文学館の事業を行う上で支障があるとき。	第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。 (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 管理上支障があるとき。 (3) 文学館の事業を行う上で支障があるとき。

改正後	改正前
(4) 営利を目的とするとき（第5条に規定する利用の場合に限る。）。 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 (承認の取消し等)	(4) 営利を目的とするとき（第5条に規定する利用の場合に限る。）。 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 (承認の取消し等)
第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。 (1) 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の目的又は条件に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 (観覧料等の減免)	第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。 (1) 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の目的又は条件に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 (観覧料等の減免)
第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより観覧料又は特別観覧料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。 (1) 区内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 観覧料の全額 <u>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が観覧するとき 観覧料の全額</u> <u>(3) 区内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき 観覧料の半額</u> <u>(4) 前3号のほか、区長が特に必要と認めたとき 観覧料等のうち区長が相当と認める額</u> (観覧料等の不還付)	第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより観覧料又は特別観覧料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。 (1) 区内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 観覧料の全額 <u>(2) 区内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 観覧料の半額</u> <u>(3) 前2号のほか、区長が特に必要と認めたとき。 観覧料等のうち区長が相当と認める額</u> (観覧料等の不還付)
第10条 既に納めた観覧料等は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することがで	第10条 既に納めた観覧料等は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することがで

改正後	改正前
きる。 (利用権の譲渡等の禁止) 第11条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務) 第12条 第5条に規定する施設の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。第8条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償) 第13条 文学資料等又は文学館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入館の禁止等) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は文学資料等若しくは文学館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 (施設の使用の特例) 第15条 区長は、区が使用する場合を除いて、公益財団法人せたがや文化財団がこの条例の目的を達成するために事業を行う場合には、公益財団法人せたがや文化財団に、文学館の施設のうち、区長が指定する施設の区域を使用させることができる。 2 前項の施設の区域の使用に係る使用料は、無料とする。 (指定管理者による管理) 第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に文学館の管理	きる。 (利用権の譲渡等の禁止) 第11条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務) 第12条 第5条に規定する施設の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。第8条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償) 第13条 文学資料等又は文学館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入館の禁止等) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は文学資料等若しくは文学館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 (施設の使用の特例) 第15条 区長は、区が使用する場合を除いて、公益財団法人せたがや文化財団がこの条例の目的を達成するために事業を行う場合には、公益財団法人せたがや文化財団に、文学館の施設のうち、区長が指定する施設の区域を使用させることができる。 2 前項の施設の区域の使用に係る使用料は、無料とする。 (指定管理者による管理) 第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に文学館の管理

改正後	改正前
を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続) 第17条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 文学館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 (2) 文学館の効用を最大限に発揮させることができること。 (3) 文学館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第2条第2号から第7号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務 (2) 文学館の利用の承認等に関する業務 (3) 文学館の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、文学館の適正な管	を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続) 第17条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 文学館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 (2) 文学館の効用を最大限に発揮させることができること。 (3) 文学館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第2条第2号から第7号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務 (2) 文学館の利用の承認等に関する業務 (3) 文学館の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、文学館の適正な管

改正後	改正前
理を行わなければならない。 (委任) 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成7年3月規則第19号で、同7年4月1日から施行)ただし、文学館の公用開始の日は、区長が別に定める。(平成7年5月9日＝平成7年5月1日付世田谷区告示第145号) 附 則 (平成9年3月12日条例第11号) 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文学館条例の規定は、平成9年10月1日以後の観覧及び特別観覧に係る観覧料等について適用し、同日前の観覧及び特別観覧に係る観覧料等については、なお従前の例による。 附 則 (平成15年3月13日条例第11号) この条例は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 (平成16年3月12日条例第10号) この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則 (平成17年9月29日条例第49号) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立世田谷文学館(以下「文学館」という。)については、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の世田谷区立世田谷文学館条例(以下「新条例」という。)第17条第4項の規定により、区長が文学館に係る指定管理者(新条例第4条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定をした	理を行わなければならない。 (委任) 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成7年3月規則第19号で、同7年4月1日から施行)ただし、文学館の公用開始の日は、区長が別に定める。(平成7年5月9日＝平成7年5月1日付世田谷区告示第145号) 附 則 (平成9年3月12日条例第11号) 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文学館条例の規定は、平成9年10月1日以後の観覧及び特別観覧に係る観覧料等について適用し、同日前の観覧及び特別観覧に係る観覧料等については、なお従前の例による。 附 則 (平成15年3月13日条例第11号) この条例は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 (平成16年3月12日条例第10号) この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則 (平成17年9月29日条例第49号) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立世田谷文学館(以下「文学館」という。)については、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の世田谷区立世田谷文学館条例(以下「新条例」という。)第17条第4項の規定により、区長が文学館に係る指定管理者(新条例第4条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定をした

改正後

ときは、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた文学館について指定管理者を指定しようとする場合において、文学館の管理を受託している者から新条例第17条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、文学館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が文学館の設置の目的を効果的に達成することができるものと認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則（平成23年3月8日条例第11号）
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月 日条例第 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第9条第2号及び別表第1並びに別表第2の規定は、令和7年10月1日以後の観覧及び特別観覧に係る観覧料及び特別観覧料について適用し、同日前の観覧及び特別観覧に係る観覧料及び特別観覧料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

区分	常設の展示		特別の企画の展示
	個人	団体 (1人につき)	
一般	220円	180円	1,700円の範囲内において区長がその都度定める額
高校生・大学生	170円	130円	
小学生・中学生	110円	90円	

改正前

ときは、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた文学館について指定管理者を指定しようとする場合において、文学館の管理を受託している者から新条例第17条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、文学館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が文学館の設置の目的を効果的に達成することができるものと認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則（平成23年3月8日条例第11号）
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	常設の展示		特別の企画の展示
	個人	団体 (1人につき)	
一般	200円	160円	1,500円の範囲内において区長がその都度定める額
高校生・大学生	150円	120円	
小学生・中学生	100円	80円	

改正後				改正前			
高齢者	<u>110円</u>	<u>90円</u>		高齢者	<u>100円</u>	<u>80円</u>	
障害者	<u>110円</u>	<u>90円</u>		障害者	<u>100円</u>	<u>80円</u>	
備考				備考			
1 団体とは、20人以上をいう。				1 団体とは、20人以上をいう。			
2 高校生・大学生とは、高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者をいう。				2 高校生・大学生とは、高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者をいう。			
3 小学生・中学生とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。				3 小学生・中学生とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。			
4 高齢者とは、65歳以上の者をいう。				4 高齢者とは、65歳以上の者をいう。			
5 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。				5 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。			
6 学齢に達しない者、障害者で高校生・大学生又は小学生・中学生であるもの及び障害者の介護者（当該障害者1人につき1人に限る。）は、無料とする。				6 学齢に達しない者、障害者で高校生・大学生又は小学生・中学生であるもの及び障害者の介護者（当該障害者1人につき1人に限る。）は、無料とする。			
7 特別の企画の展示その他区長が指定した展示又は事業に係る観覧料を納付した者は、常設の展示の観覧料は無料とする。				7 特別の企画の展示その他区長が指定した展示又は事業に係る観覧料を納付した者は、常設の展示の観覧料は無料とする。			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
区分		特別観覧料（1点1日につき）		区分		特別観覧料（1点1日につき）	
写真の撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	<u>220円</u>	写真の撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	<u>200円</u>
		出版等の収入が伴う場合	<u>2,260円</u>			出版等の収入が伴う場合	<u>2,000円</u>
	カラー	学術研究を目的とする場合	<u>450円</u>		カラー	学術研究を目的とする場合	<u>400円</u>
		出版等の収入が伴う	<u>4,530円</u>			出版等の収入が伴う	<u>4,000円</u>

改正後			
		場合	
ビデオ等の撮影		4,530円	
備考			
1 原稿及び書簡は、1枚を1点とする。			
2 書籍は、見開きを1点とする。			
3 その他の文学資料等は、各個を1点とする。			
別表第3（第5条関係）			
講義室	区内に住所、勤務先又は通学先を有する者を主な構成員とする団体その他区長が認めたもの		

改正前			
		場合	
ビデオ等の撮影		4,000円	
備考			
1 原稿及び書簡は、1枚を1点とする。			
2 書籍は、見開きを1点とする。			
3 その他の文学資料等は、各個を1点とする。			
別表第3（第5条関係）			
講義室	区内に住所、勤務先又は通学先を有する者を主な構成員とする団体その他区長が認めたもの		